

重要 重要

致加入学生教育研究人身意外伤害保险的各位留学生
学研災ご加入の留学生の皆様へ



如果要全方面支援留学生活的话

留学生活中のもしもを総合的にサポートするなら

面向外国留学生的学研灾附带学生生活综合保险

外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険

附带学生综合险，专为留学生设置，为其提供全面支援。

全国共 1,072 家学校选择了学研意外险，我们为这些学校的留学生准备了留学生附带学生综合险服务，所有选择本项服务的大学均可利用其规模优势，享受团体优惠。

留学生向け付帯学総は、留学生を応援するために創設いたしました。

学研災を導入している全国 1,072 校の留学生を加入対象としており、本制度採用大学のスケールメリットを活かした団体割引を適用しております。

赔付责任

賠償責任

伤害・疾病

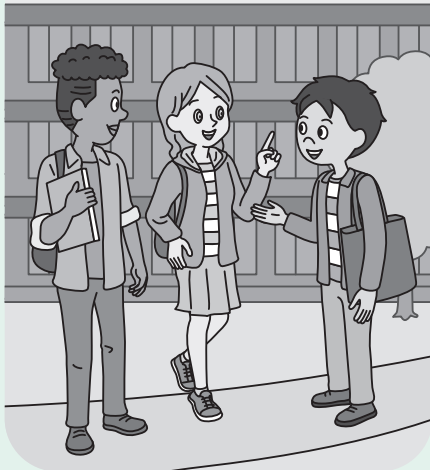
ケガ・病気

救助者费用

救援者費用

死亡・后遗症

死亡・後遺障害



団体优惠

30%
可用

団体割引 30% 適用



手续简单又方便！
请利用“小犀牛学生
保险网站”。

お手続きは、便利で簡単！
「サイちゃんの学生保険サイト」
をご利用ください。

<https://tokiomarine.my.salesforce-sites.com/futaigakuso?id=003600Y>

2026 年度资料
2026 年度用

发生事故时的处理流程 事故の際のご対応について

1. 从（公益财団法人）日本国际教育支援协会官网下载《事故报告书》文档，填写事故情况。
（公財）日本国際教育支援協会 HP より、「事故報告書」 ファイルをダウンロードし、事故の状況を入力してください。

※ 请使用英语或日语填写。
※ 在代理店的营业时间内，发生关于个人赔偿责任补偿的事故时（在日常生
活当中，由于意外发生的事故给他人带来伤害或者损害他人财物等情况时），
请联系事故受理电话窗口（东京海上日动安心 110 号）（0120-720-110）。
注）因事故而拨打电话时，请告知「证券号码」・「事故的概要」。
※ 入力は、「英語」または「日本語」でお願いします。
※ 個人賠償責任補償に関する事故が発生した場合に限り、「事故受付セン
ター」（東京海上日動安心 110 番）（0120-720-110）へお電話でご連絡
いただくことも可能です。
注）事故のお電話の際は、「証券番号」・「事故の概要」をお伝えください。

【《事故报告书》下载网址】
【事故報告書掲載 URL】

<http://www.jees.or.jp/gakkensai/inbound.htm>

2. 将填写好的《事故报告书》添加
为附件，以邮件形式发送到以下邮箱
地址。
入力をした「事故報告書」ファイルを添付し、
以下のメールアドレスまで、メール送信をお願い
します。

※ 邮件主题为“INSCLAIM 参保人编号”。（如
不知道参保人编号，则无需填写。）
※ 邮件请使用英语或日语撰写。
※ メールの件名は「INSCLAIM 加入者番号」と
してください。（加入者番号が不明な場合は、
記入不要です。）
※ 入力は「英語」または「日本語」でお願いし
ます。

【事故报告专用邮箱地址】
【事故報告専用アドレス】
insclaim.futaigakuso@tmnf.jp

3. 受理事故并确定具体负责的工
作人员后，将由工作人员告知或
寄送必要资料。

事故受付し、担当者が決まりましたら、
担当者より、必要書類のご連絡や送付を
いたします。
※ 東京海上日動与您联系时，将使用「英语」
或「日语」向您发送事故报告的邮箱地址
发送邮件。（如果您的《事故报告书》为
英语填写，则使用英语回复您的邮件。）
此时，东京海上日动向您发送邮件的邮箱
地址并非【事故报告专用邮箱地址】，敬
请知照。

※ 東京海上日動よりご連絡をする場合には、
事故報告を頂いたメールアドレスへ、「英
語」または「日本語」で送信いたします。
（英語で事故報告書に記載頂いた場合に
は、英語でメールをいたします。）
その際、東京海上日動からご連絡する
メールアドレスは、【事故報告専用アドレ
ス】とは異なりますので、ご注意ください。

① 事故通知：事故发生后，请立即通过邮件与上述“事故报告专用邮箱地址”取得联系。

② 保险金请求权存在时效（3 年），敬请知照。

③ 受伤或患病时，如果因受到旧伤或既有疾病等影响，而导致新伤或疾病的程度加重，
则所支付保险金的金额有可能减少。

④ 受伤或患病后申请治疗费用保险金时，需要提供医院等出具的收据等。申请用以支
付其他实际费用的保险金时，也同样需要提供收据等单据，以确认您所负担的费用
金额。因此，在申请保险金之前，请妥善保管相应单据。

⑤ 如果为赔偿事故，请务必确认并记录下对方的“姓名”、“联系方式”。
另，在您认可全部或部分损害赔偿责任时，请务必先向承保公司咨询。如果未经承
保公司认可，则有可能会减额支付保险金，敬请知照。

⑥ 租户赔偿责任下，无和解谈判。请被保险人自行与受害人进行和解谈判。

① 事故の通知：事故が発生した場合には、直ちに上記「事故報告専用アドレス」ま
でメールにてご連絡ください。

② 保険金請求権には、時効（3 年）がありますのでご注意ください。

③ ケガや病気を被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病
気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

④ ケガや病気をした場合の治療費用保険金を請求するときに、病院等の発行した領
収書等が必要です。また、その他の実費をお支払いする保険金につきましても、
ご負担された費用を確認する領収書等が必要です。保険金のご請求まで、必ず保
管しておいてください。

⑤ 賠償事故の場合、「相手方の名前」、「連絡先」を、必ず確認し、控えておいてください。
また、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に引
受保険会社にご相談ください。引受保険会社の承認がない場合、保険金を削減し
てお支払いすることがありますので、ご注意ください。

⑥ 借家人賠償責任については、「示談交渉」はありませんので、保険の対象となる方
ご自身が被害者の方と示談交渉を進めて頂くこととなります。

参保注意事项 ご加入にあたってのご注意点

被保险人范围

本保险被保险人仅限参保学研意外险的本校在校学生（如出现退学等情况，原则上需
要办理中途退保手续，届时请联系承保公司。但退学情况下的保单变更日期将以您提
出申请之日之后的日期为准。）。
この保険の対象となる方は、本学に在籍し学研災に加入している学生に限りです（退
学等の場合は、原則中途脱退の手続きが必要となりますので、引受保険会社まで
ご連絡ください。なお、退学の場合の変更日はお申し出日以降の変更日になります。）。

解约・契约内容变更、误转账时的退还保险费的处理方式如下

在解约、契约内容变更或误转账情况下产生退还保险费时，东京海上日动将按照其规
定的方式进行退还。如果因为保险费被误转账而发生退还保险费，或者转账目的地是
日本以外的账户，客户需承担向客户账户转账所产生的转账手续费。如果转账手续费
超过了退还保险费的金额，则不会退还保险费。

保险の対象となる方の範囲

この保険の対象となる方は、本学に在籍し学研災に加入している学生に限りです（退
学等の場合は、原則中途脱退の手続きが必要となりますので、引受保険会社まで
ご連絡ください。なお、退学の場合の変更日はお申し出日以降の変更日になります。）。

解約・契約内容变更・誤振込時の返還保険料の取扱い

解約・契約内容变更・誤振込時において返還保険料があった場合、東京海上日動の所定
の方法で保険料を返還します。保険料を誤振込されて返還保険料が発生した場合や振
込先の口座が日本国外の口座となる場合、お客様の口座へ送金するための振込手数料は
お客様負担とします。振込手数料が、返還保険料を上回る場合、保険料は返還しません。

其他注意事项 その他ご注意いただきたいこと

本保险服务是由以下保险公司提供的共同保险服务，东京海上日动火灾保险株式会社为其他承保公司代理、代行业务。

各承保公司按照签订合同时确定的承保比率，各自单独承担保险合同中的责任，并非连带责任。

如需了解各承保公司的承保比率，请咨询（公益财団法人）日本国际教育支援协会。

〈承保公司〉東京海上日動火災保険株式会社（幹事保険会社） 爱和谊日生同和财产保険株式会社 損保 japan 株式会社 三井住友海上火災保険株式会社

この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険（株）が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

なお、各引受割合については（公財）日本国际教育支援協会にご確認ください。

〈引受保険会社〉東京海上日動火災保険(株)（幹事保険会社） あいおいニッセイ同和損害保険(株) 損害保険ジャパン(株) 三井住友海上火災保険(株)

本手册为学研意外险附带学生综合险（综合生活保险（儿童综合补偿））的概要介绍。参保前请务必仔细阅读《重要事项说明》。详细内容参见已经交付给保单持有人团体法
人代表的保险条款。如有任何疑问，请发送邮件至下方“普通咨询专用邮箱地址”。

参保后，请阅读《学研意外险附带学生综合险（综合生活保险（儿童综合补偿））补偿概要等》。

有关本保险合同的所有权利与义务均由《综合生活保险普通保险条款及特别条款》日语版作出规定。其他语种版本为日语版的译文，仅供参考。
このパンフレットは、学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みくだ
さい。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら、下記「一般照会専用アドレス」までお問い合わせ
してください。

なお、ご加入後は「学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））補償の概要等」をご確認ください。

本保険契約の全ての権利および義務は、総合生活保険普通保険約款および特約の日本語版で規定されています。日本語版の翻訳は、参照のみを目的で提供されています。

学研意外险附带学生生活综合保险为综合生活保险（儿童综合补偿）的别名。

本保险为学研意外险附带学生生活综合保险团体合同，保单持有人为（公益财団法人）日本国际教育支援协会、
被保险人仅限（公益财団法人）日本国际教育支援协会赞助会员大学的在校学生。保单请求权、保险合同解除权
等权利原则上为（公益财団法人）日本国际教育支援协会所有。

学研災付帯学生生活総合保険は、総合生活保険（こども総合補償）のペットネームです。

この保険は（公財）日本国际教育支援協会を契約者とし（公財）日本国际教育支援協会賛助会員大学に在籍す
る学生を保険の対象となる方とする学研災付帯学生生活総合保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保
険契約を解約する権利等は原則として（公財）日本国际教育支援協会が有します。

关于 Web 注册手续的常见咨询，在右
側の URL 和 QR 码上发布，请您查看。
Web 加入手続きに関するよくあるご
照会を右記の URL ・QR コードに掲載
していますのでご確認ください。

<https://www.jees.or.jp/gakkensai/inbound.htm>



<其他 关于普通咨询>

非事故报告的、有关参保的咨询或有关合同变更的咨询，请发送邮件至下方普通咨询
专用邮箱地址。（请使用“英语”或“日语”撰写邮件。）我公司收到邮件后，将直接
回复至发件地址。请务必在邮件中写明大学名称、您的姓名、学号。

<その他 一般的なご照会について>

事故報告以外の、加入に関するご照会やご契約の変更に関するご照会につきましては
は、以下の一般照会専用アドレスへご連絡ください。（「英語」または「日本語」で
お願いします。）ご連絡を頂いたメールアドレスへ メールにてご返信いたします。
メールの際には、「大学名」、「お名前」、「学籍番号」を必ず、記載ください。

【咨询专用邮箱】【照会アドレス】 futaigakuso.inbound@tmnf.jp

咨询处
お問合せ先

Tokio Marine & Nichido Fire Insurance Co., Ltd.
Inbound futai-gakuso 查询窗口
東京海上日動火災保険株式会社 インバウンド付帯学総 照会窓口

【事故受理】【事故受付】 insclaim.futaigakuso@tmnf.jp

※ 在代理店的营业时间内，发生关于个人赔偿责任补偿的事故时（在日常生
活当中，由于意外发生的事故给他人带来伤害或者损害
他人财物等情况时），请联系事故受理电话窗口（东京海上日动安心 110 号）（0120-720-110）。
注）因事故而拨打电话时，请告知「証券番号」・「事故的概要」。
※ 入力は、「英語」または「日本語」でお願いします。
※ 個人賠償責任補償に関する事故が発生した場合に限り、「事故受付セン
ター」（東京海上日動安心 110 番）（0120-720-110）へお電話でご連絡いただくことも可能です。
注）事故のお電話の際は、「証券番号」・「事故の概要」をお伝えください。

【普通咨询】【一般照会】 futaigakuso.inbound@tmnf.jp

代理店
取扱代理店

Tokio Marine & Nichido Anshin Consulting Co., Ltd.
東京海上日動あんしんコンサルティング(株)

〒104-0033 Chichibu Building 6F, 1-8-6 Shinkawa, Chuo-ku, Tokyo
東京都中央区新川 1-8-6 秩父ビルディング 6 階

承保公司
引受保険会社

Tokio Marine & Nichido Fire Insurance Co., Ltd.
（负责部门及分公司）Financial Institutions & Government
Sector Division/Fukuoka Chuo Branch
東京海上日動火災保険株式会社（担当課支社）福岡支店 金融公務チーム

〒812-8705 3-3 Fukuoka TOKIO MARINE NICHIDO Building 7F, Tsunaba-machi, Hakata-ku,Fukuoka-shi,Fukuoka
福岡市博多区綱場町 3-3 東京海上日動ビル 7 階

Kyushu Institute of Technology

公益財団法人 日本国际教育支援协会

公益財団法人 日本国際教育支援協会

为您的学生生活提供多方面支援！
学生生活を幅広くサポートします！

※关于支付保险金的主要情况和不予支付保险金的主要情况，请查看另附的《补偿概要等》。

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、別紙「補償の概要等」をご確認ください。

1 个人赔偿责任

个人賠償責任 骑自行车撞伤行人时。
个人賠償責任 自転車で走行中、通行人にぶつかってケガをさせたとき。
在国内外，由于学生本人的原因而发生的突发事故，导致给他人带来伤害、破坏他人财物及在国内租借别人的物品或暂时保管他人物品（寄托物品）（*1）后，在国内外造成破坏或被盗等，依法承担损害赔偿 responsibility 时，支付保险金。日本国内的个人赔偿责任事故原则上由东京海上自动负责和解谈判。（由国外法院受理诉讼的情况除外。）

（*1）手机、智能手机、自行车、隐形眼镜、眼镜等物品不包括在托管物品内。
※实习过程中和打工过程中发生的事故也在补偿范围内。但是，因从事除此以外的其他业务而导致的事故不在补偿范围内。
※汽车和摩托车（含电动自行车）事故不在补偿范围内。
※「和解谈判」是指身为被保险人的学生收到有关事故的损害赔偿请求后，经被保险人同意，保险公司为被保险人履行谈判、和解以及调停或者诉讼程序的相关处理。
国内外で学生本人が偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かったもの（受託品）（*1）を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。個人賠償責任については国内での事故に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）
（*1）携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含まれません。
※インターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外となります。
※自動車およびバイク（原動機付自転車を含む）での事故は補償対象外となります。
※「示談交渉」とは、被保険者である学生が、事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合に、被保険者の同意を得て、保険会社が被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行うもの。

附帯和解談判！
示談交渉付き！



2 死亡・后遗症

死亡・後遺障害 万が一のときや後遺障害が残ったとき。
学生本人在日本国内外因受伤或中暑而死亡或留下后遗症时，由保险公司支付保险金。（但是，正常上课时、学校活动过程中、取得学校同意的课外活动（社团活动）过程中、学校设施内（宿舍除外）受伤或中暑不在本保险补偿范围内，而属于学研意外险的补偿范围。）
地震或火山喷发或因此而引起的海啸所致受伤或中暑也在补偿范围内。
国内外で学生本人がケガや熱中症で死亡または後遺障害を被った場合に保険金をお支払いします。（ただし、正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動（クラブ活動）中、学校施設内（寄宿舍を除く）のケガや熱中症は本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。）
地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガまたは熱中症も補償対象となります。



3 治疗费用

治療費用（*1）（*2） 学生本人が、ケガや病気で入院または通院したとき。
国内学生本人因为受伤及生病而接受门诊治疗或住院超过一天以上时，包括住院期间的手术费用在内的健康保险等的个人承担部分（*3）将作为保险金支付。（不包括因为牙科疾病而接受门诊治疗，因精神疾病住院或接受门诊治疗，痔疮、肛裂等原因住院及接受门诊治疗。）地震或火山喷发或因此而引起的海啸所致受伤或中暑也在补偿范围内。
（*1）治疗费用保险金的支付对象期间为从接受门诊治疗或开始住院的日期到包括当天在内，经过60天的月份的月末为止。
初診日：2026/4/15 为例
经过60天当天：2026/6/13
经过60天当天的月份的月末：2026/6/30
2026/4/15～2026/6/30の治療費用が支払対象
（*2）保険期間开始前出現の疾病和伤害不在保险补偿范围内。（但、保険期間开始后满2年（保険期間为1年以下且将其更新时为“1年”）后开始接受住院或门诊治疗属于保险金支付范围。）
（*3）关于本人负担額の詳細内容请您参照（补偿概要等）。
国内外で学生本人がケガや病気で1日以上通院または入院した場合、入院中の手術も含めて健康保険等の自己負担分（*3）を保険金としてお支払いします。（歯科疾病治療のための通院、精神障害による入院、痔核、梨肛等による入院は除く。）地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガまたは熱中症も補償対象となります。
（*1）治療費用保険金のお支払対象期間は、通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。
初診日：2026/4/15 のケース
60日を経過した日：2026/6/13
60日を経過した日の属する月の末日：2026/6/30
2026/4/15～2026/6/30の治療がお支払対象
（*2）保険期間の開始前に発症した病気、発生した傷害は対象になりません。（ただし、保険期間の開始時より2年（保険期間が1年以下の場合かつそれを更新した場合は「1年」）を経過した後に開始した入院または通院については、保険金お支払いの対象となります。）
（*3）自己負担分の詳細については、＜補償の概要等＞をご参照ください。

对在医疗机构窗口支付的自付费用进行补偿。
医療機関の窓口で自己負担した費用を補償します。

推荐要点
おすすめポイント

从去医院就诊的第一天开始补偿
通院1日目から補償

自己負担金	負担金	負担金
3	4,380	4
負担金	消費税率等	負担金



4 救援人费用等

救援者費用等 学生が入院し、親族が駆けつけたとき。
在国内外，学生本人在保险期间内在住宅外所受伤或中暑，或是生病后连续3天以上住院，或是所乘坐的飞机及船舶遭难时等情况下，导致学生本人或其亲属等负担了交通费及住宿费、搜索救援费等费用时，也将支付保险金。
另外，学生本人死亡时，我司将支付事故发生或从收容地到住宅的遗体运输费用。
国内外で学生本人が保険期間中に住宅外において被ったケガや熱中症、または病気にかかり継続して3日以上入院したり、搭乗している航空機や船舶が遭難した場合等に、学生本人またはその親族等が交通費や宿泊料、搜索救助費用等を負担した場合に保険金をお支払いします。また、学生本人が死亡した場合には、事故発生地や収容地から住宅までの遗体輸送費用をお支払いします。



5 生活用动产

生活用動産
学生本人在国内所拥有的家当受到火灾及被盗等突发性的事故而遭到损害时，支付保险金。
国内で学生本人が所有する家財が火災や盗難等の偶然な事故で損害を受けた場合に保険金をお支払いします。
免賠額（自付金額）：5000円元 免責金額（自己負担額）：5,000円
※家庭财产被带到建筑物之外时所发生的损害也属于补偿对象。
※从自家上学的学生与亲戚家同住的学生是不能投保。
※建物外に持ち出している間も補償されます。
※自宅通学生の場合やご親族と同居している場合はご加入できません。

6 租借人赔偿责任

借家人賠償責任
在国内，学生本人因火灾及漏水破损等突发性事故而损坏了租借房屋，对于房东产生法律上的损害赔偿 responsibility 时，支付保险金。关于租借人赔偿责任，东京海上自动不负责谈判交涉。
※从自家上学的学生与亲戚家同住的学生是不能投保。
国内で学生本人が火災や水漏れ破壊等の偶然な事故により借用戸室を損壊したため、家主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。借家人賠償責任については、示談交渉は東京海上日動では行いません。
※自宅通学生の場合やご親族と同居している場合はご加入できません。

保险类型 ご加入タイプ

※1万日元＝1万円 ※1万日元＝1万円となります。

D 类型（*1）

保险金額 保険金額	1 个人赔偿责任（*2） 個人賠償責任（*2）	单次事故 日本国内：1 亿日元 日本国外：1 亿日元 为限 1 事故 国内：1 億円 国外：1 億円 限度
	2 死亡・后遗症（*3） 死亡・後遺障害（*3）	100万日元
	3 治疗费用（*4） 治療費用（*4）	实际支付的治疗费用 治療費用実費
	4 治疗费用（*4） 治療費用（*4）	
	5 救援人员费用等 救援者費用等	300万日元
	6 生活用动产 生活用動産	50万日元
租借人赔偿责任 借家人賠償責任		1,000万日元

保险费（毕业前的全部保险费一次付清） 保険料（卒業までの一括払）	保险期限 保険期間	4个月 4ヶ月	8,240日元
		5个月 5ヶ月	9,740日元
		6个月 6ヶ月	10,480日元
		7个月 7ヶ月	11,220日元
		8个月 8ヶ月	11,970日元
		9个月 9ヶ月	12,720日元
		10个月 10ヶ月	13,480日元
		11个月 11ヶ月	14,220日元
		1年 1年間	14,970日元
		2年 2年間	26,190日元
		3年 3年間	37,440日元
		4年 4年間	48,670日元
		5年 5年間	59,880日元
		6年 6年間	67,360日元

（*1）仅限已加入医疗保险者可以加入。
（*2）信息设备内的数据损坏，单次事故以 500 万日元为限。
（*3）在教育研究活动中发生的受伤或中暑，不属于本保险的赔偿范围，而属于学研灾保险的赔偿范围。
（*4）支付对象时间为开始接受门诊治疗或住院之日起至包括第一天在内满 60 天之日所属月份的最后一天。
全国被保险人数达到 10000 人及以上时，上述保险费适用 30% 的折扣优惠。
保险期限为开始之日的凌晨 0 时至保险期满之日的下午 4 时止。
例）6 年期保险为 2026 年 4 月 1 日凌晨 0 时至 2032 年 4 月 1 日下午 4 时为止的共 6 年时间。
保险费为按月计算。如果在月中结束留学，保险截止日仍为次月 1 日。
例 1）留学期限如果为 4 月 1 日-5 月 31 日，则保险期限为 4 月 1 日-6 月 1 日，共需支付 2 个月的保险费。
例 2）留学期限如果为 4 月 15 日-5 月 31 日，则保险期限为 4 月 15 日-6 月 1 日，共需支付 2 个月的保险费。
例 3）留学期限如果为 4 月 15 日-5 月 15 日，则保险期限为 4 月 15 日-6 月 1 日，共需支付 2 个月的保险费。
留学期限超过 1 年，保险期限不同于上述保险期限时，请单独咨询。
（*1）健康保険加入者のみご加入できます。
（*2）情報機器内のデータ損壊は1事故 500 万円限度となります。
（*3）教育研究活動中のケガや熱中症は、本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。
（*4）お支払対象期間は通院または入院を開始した日からその日を含めて 60 日を経過した日の属する月の末日までとなります。
上記保険料は、全国の保険の対象となる方の人数が 10,000 人以上の場合の割引率 [30%] が適用されています。
保険期間は、始期日の午前 0 時より、保険終期日の午後 4 時までとなります。
例）6 年間の場合 2026 年 4 月 1 日午前 0 時より 2032 年 4 月 1 日午後 4 時まで 6 年間
保険料は 1 ヶ月単位となっております。月の途中で留学が終了される場合でも、保険終期は毎月「1 日」となります。
例 1）留学期間が、4 月 1 日～5 月 31 日の場合、保険期間は [4 月 1 日～6 月 1 日] で [2 ヶ月] の保険料となります。
例 2）留学期間が、4 月 15 日～5 月 31 日の場合、保険期間は [4 月 15 日～6 月 1 日] で [2 ヶ月] の保険料となります。
例 3）留学期間が、4 月 15 日～5 月 15 日の場合、保険期間は [4 月 15 日～6 月 1 日] で [2 ヶ月] の保険料となります。
1 年間を超える場合で、上記以外の保険期間となる場合には、個別にお問合せください。

参保方法 ご加入方法

从入学到毕业，只办理 1 次手续！直到毕业都放心！ 入学から卒業まで、手続きは 1 回だけ！卒業まで安心！

用智能手机以及电脑，在 Web 上加入 スマートフォンや PC からの Web 加入

①连接到小册子封面的 QR 码 输入小册子等处记载的网址，也可以从电脑连接。 ①パンフ表紙の QR コードでサイトへアクセス パンフ等に記載された URL を入力することで、PC からのアクセスも可能です。	②事先登录 事先登录需要邮箱。 ②事前登録 事前登録にはメールアドレスが必要です。	③输入加入内容 ③加入内容の入力	④选择加入类型 ④加入タイプの選択	⑤选择便利店 ⑤コンビニの選択	⑥在便利店支付保险费 便利店的支付手续费由加入者负担。 ⑥コンビニで保険料振込 コンビニ払い手数料は加入者負担です。
--	--	---------------------	----------------------	--------------------	---

※ 无法在网页上加入时 ➡ 在邮局申请 ※ Web 加入が出来ない場合 ➡ 郵便局でのお申込み

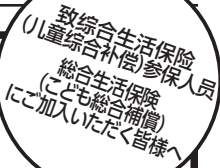
①根据手册选择合适的补偿内容。 保险期限不可选。毕业前的全部保险费一次付清。 パンフレットより希望の補償内容を選ぶ。 保険期間は選べません。卒業まで一括払いです。	②确认保险费，在所附《付款处理单》中填写必要事项。 尽量工整地用细字体填写，以免遗漏。“汇款受理票”上还兼有加入依頼书。请务必按例填写。 保険料を確認し、同封の「払込取扱票」に必要事項を記入する。 漏れの無いよう、できるだけ丁寧に細字でご記入ください。 「払込取扱票」は加入依頼書を兼ねております。必ず記入例に従いご記入ください。	③通过邮政储蓄银行或邮局转账支付保险费。 完成汇款手续，即完成参保申请。还有，汇款手续费由汇款人负担。 ゆうちょ銀行または郵便局から保険料を振込む。振込手続きをもってお申込みは完了します。なお、振込手数料は振込人負担です。
--	---	---

参保手续完成后，约 2 个月左右可以收到参保证。
无论是否收到参保证，在补偿开始日之后发生的事故都将获得补偿，敬请放心。参保证寄达前，请妥善保管回执。* 参保证将寄至《付款处理单》中填写的日本国内地址。
加入手続き後、2 ヶ月後を目途に加入者証をお届け。加入者証が未着であっても補償開始日以降の事故については補償されますのでご安心ください。加入者証到着までは受領証を保管してください。* 加入者証は「払込取扱票」に記載の日本国内の住所へ送付します。
※ 二维码是 (株) DENSO WAVE 的注册商标。 ※ QR コードは (株) デンソーウェーブの登録商標です。
※ 因失误多汇入的保险费 (新規申請、変更)、退还时的汇款手续费由收款人承担。如退还保险费低于转账手续费，将无法退还该费用，敬请谅解。
※ 誤って多くの保険料をお振込みいただいた場合 (新規申込、変更)、返戻時の振込手数料は受取人負担となります。返戻保険料＜振込手数料となる場合には返戻いたしませんのでご注意ください。

重要事項説明

〔合同概要及提醒注意事項〕

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕



以下内容均为重要信息，参保前务必知晓。请务必通读全文。

※如果被保险人为您的亲属的情况，加入者与被保险人不一致，请向所有被保险人说明本内容。

※如有任何疑问或不明之处，请与宣传册等上所记载的咨询处联系。

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【标记意义】 【マークのご説明】	合同概要 有关保险产品内容的事项	提醒注意事項 参保时对客户不利的事项、尤其需要注意的事项
	契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項	注意喚起情報 ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

I 参保前需确认事项 ご加入前におけるご確認事項

1 产品形式

本保险为团体合同形式的保险，被保险人仅限（公益财团法人）日本国际教育支援协会会员大学的在校学生，保单持有人为（公益财团法人）日本国际教育支援协会。

保单请求权、保险合同解除权利等原则上为日本国际教育支援协会所有。成为契约者的团体和基本补偿内容以及参保人提出申请后可自由选择的特别条款等均以手册所述内容为准。

本保险的加入条件为被保险人者是保单持有人组织的成员等。有关被保险人本人范围等信息，请查阅手册等相关资料。如不属于被保险人本人范围等信息，可能会取消参保。

2 基本补偿内容及主要特别条款概要等

有关基本补偿内容中的“支付保险金的主要情况”与“不予支付保险金的主要情况”以及主要特别条款概要等，请查阅手册等相关资料。

3 有关重复补偿的注意事项

在签订以下特别条款的情况下，如果被保险人或其亲属还签订了其他同一补偿内容的其他保险合同*1，则可能出现重复补偿。如果不同的保险合同补偿内容重复，发生应予以补偿的事故时，参保人可以通过任何一份保险合同获得补偿。但有时会出现某一保险合同不予以支付保险金的情况。请在确认补偿内容的差异以及保险金额后，考虑是否签订特别条款等*2。

●个人赔偿责任补偿特别条款 ●租户赔偿责任补偿特别条款 ●住宅内生活动产特别条款 ●救助者费用等补偿特别条款 ●医疗费用补偿特别条款

*1 包括综合生活保险（児童総合补偿）以外的保险合同中的特别条款以及东京海上日动以外的保险合同。

*2 如果仅与1合同搭配，则今后因该合同退保或因居住状态由同居变为独居等原因而导致被保险人不再属于补偿对象时，将失去补偿，敬请知晓。

4 保险金额等的设定

本保险中的保险金额需要在规定种类中选择。关于种类的详细介绍请查阅手册。保险金额等的设定，请根据高额疗养费制度和劳灾保险制度等公共保险制度进行考虑。关于公共保险制度的概要，请确认金融厅的官方网站等。(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)

5 保险期限以及补偿起止时间

所签保险合同的保险期限以及补偿的起止时间，请查阅手册等相关资料。因保险种类不同，有的新参保合同可能存在免责期，免责期内保险公司将不予以支付保险金。详情请查阅手册等相关资料。

6 保险费的确定方法与支付方法等

(1) 保险费的确定方法
保险费因所参保的保险种类等条件不同而不同。请查阅手册等相关资料，确认保险费。

※关于保险费的附加／折扣率，是东京海上日动在计算保险费时所采用的数值，可能与实际在附加或折扣适用前后的保险费差额有所不同。

(2) 保险费的支付方法

关于付款方式，请确认小册子等。

7 期满返还金与保单红利

本保险无期满返还和保单红利。

1 商品の仕組み

この保険は、(公財) 日本国際教育支援協会をご契約者とし、(公財) 日本

国際教育支援協会賛助会員学校に在籍する学生を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただきますことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●住宅内生活用動産特約 ●救護者費用等補償特約 ●医療費用補償特約

*1 総合生活保険（こども総合補償）以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定

この保険の保険金額等はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html) 等をご確認ください。

5 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

※保険料の割増引率については東京海上日動が保険料を算出する際に適用する値であり、割増引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

(2) 保険料の払込方法

払込方法については、パンフレット等をご確認ください。

II 参保时注意事项 ご加入時におけるご注意事項

1 告知义务

参保委托单等资料中标有★或☆标记的事项，均为有关参保事宜的重要事项（告知事项），请准确填写（东京海上日动代理商拥有知情权。）。如所填写内容与事实不符，或在告知事项中隐瞒事实，保险公司有可能解除保险合同或不予以支付保险金。

※告知事项暨通知事项中标有☆标记。关于通知事项，请查阅后文中的“Ⅲ-1 通知义务等”。参保后，因参保内容变更而需要增加补偿时，内容变更时的下述事项同样为告知事项。

【告知事项・通知事項一覧】

☆：告知事項暨通知事項

●被保険人本人是否加入了公共医疗保险制度*1

★：告知事項

●被保険人本人出生日期

●如果还签订了其他保险合同等*2，则需要告知其他保险合同的内容

*1 仅为搭配医疗费用补偿特别条款时的告知事項暨通知事項（☆）。

*2 是指除本保险以外另行签订的、与本保险全部或部分支付责任相重合的保险合同或共济合同。如果存在其他保险合同等，因该其他保险合同的合同内容不同，可能存在东京海上日动无法承保的情况。

2 犹豫期

该保险无犹豫期。

3 死亡保险金领取人

在综合生活保险（児童総合补偿）中，如果需要指定特定人员为死亡保险金领取人，请务必取得被保险人的同意（如未指定死亡保险金领取人，死亡保险金支付对象为法定继承人。）。如未经参保人的同意，则参保合同无效。

如果需要指定特定人员为死亡保险金领取人，请向被保险人亲属等相关人员说明该参保事宜。

如果需要指定死亡保险金领取人，烦请与手册等相关资料中所记载的咨询处联系。

1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な

III 参保后的注意事项 ご加入後におけるご注意事項

1 通知义务等

【通知事項】

参保委托单等资料中标有☆标记的事项（通知事項）如果内容有变，请立即通知手册等相关资料中记载的咨询处。如未通知，可能会影响到所支付保险金的金额。另，承保产品不同，通知事项也不尽相同。在有的承保产品中，标有☆标记的事项可能不属于通知事项。请查阅前文“Ⅱ-1 告知义务【告知事項・通知事項一覧】”，确认各个承保产品的通知事项。

【其他需通知事項】

●所有产品通用事项

参保人住址等发生变更时，请立即通知手册等相关资料中记载的咨询处。

●租户赔偿责任补偿特别条款

被保险人住址发生变更时，请立即通知手册等相关资料中记载的咨询处。

【参保后的变更】

在您加入后，合同变更或退保时，请在变更日期・退保日期前联系。另外，在保险期间内，保险人如果失去了本保险合同的加入条件时，需要办理退保手续。但至保险期间结束为止，继续接受补偿的事例也有，因此请您与宣传册等上所记载的咨询处联系。

参保内容变更后未滿1个月时，如果提出理赔申请，请同时通知手册等相关资料中记载的咨询处工作人员，以免出现其他问题。

2 解除合同时

如需解除保险合同，请通知手册等相关资料中记载的咨询处。

・东京海上日动将根据参保内容及合同解除条件，按照东京海上日动规定的计算方法进行计算后，或退还保险费，或要求支付*1尚未支付的保险费。所退还或所请求的保险费金额因保险费支付方法及合同解除原因而不同。

・退还保险费时，原则上所退还金额少于投保人所支付的保险费扣除已承担责任期间*2按月计算保险费后所得数额。

・在期满日前解除合同，或中途参保时，补偿内容及保险费可能发生变更，也有可能无法享受各种服务。

*1 可能会在合同解除日之后通知支付。

*2 是指从起始日（包括当天在内）至合同解除日的已经过去的时间。

7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点での下記事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】

☆：告知事項かつ通知事項

●保険の対象となる方ご本人が加入する公的医療保険制度の有無*1

★：告知事項

●保険の対象となる方ご本人の生年月日

●他の保険契約等*2を締結されている場合には、その内容

*1 医療費用補償特約をセットいただいた場合のみ告知事項かつ通知事項（☆）となります。

*2 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 死亡保険金受取人

総合生活保険（こども総合補償）において、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申し出ください。

3 被保险人申请解除合同

在综合生活保险（児童総合补偿），根据保险对象的申请，有可以解除关于其保险对象补偿的制度。关于制度及手续的详细内容，请与宣传册等上所记载的咨询处联系。另外，关于本内容，请您与为本保险对象的所有人说明。

4 期满时

【保险期满后限制续约的规定】

●根据理赔情况以及年龄等条件，东京海上日动可能不再予以续约，或对承保条件作出限制。

●如果东京海上日动修改普通保险条款、特别条款或承保相关规定，则续约后的补偿办法将以续约日之时的规定内容为准。其结果可能导致续约后补偿内容等发生变更，或无法续约。

【更新后合同的保险费】

每个商品的保险费是根据更新日当前的保险费率等因素进行计算。因此，该商品在更新后的保险费可能会与更新前的保险费不同。

【确认保险金申请遗漏】

如决定续签，请确认之前的保险合同是否存在遗漏的保险金索赔申请。如有索赔遗漏或有任何疑问，请立即联系宣传册等所记载的咨询处。另外，宣传册等所记载的内容是本年度合同更新后的赔偿内容。请注意，与合同更新前的赔偿内容可能有所不同。

1 通知義務等

【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの通知事項は、前記「Ⅱ-1 告知義務【告知事項・通知事項一覧】」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

- すべての商品共通
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 借家人賠償責任補償特約
保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2 解約されるとき

- ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- ・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求^{*1}することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
 - ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間^{*2}に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
 - ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

Ⅳ 其他需留意事項 その他ご留意いただきたいこと

1 个人信息处理

请确认在付款处理单背面或Web加入网站上刊登的<个人信息处理指南>。
●为防止因非法签订意外伤害保险等原因而导致事故发生，同时确保保险费恰当、迅速地得到切实支付，意外险公司等机构在签订合同以及发生事故时，针对有关同一被保险人或同一事故的保险合同情况以及保险费支付情况，将通过在一般社团法人日本損害保険協会登記の合同信息等加以确认。上述确认内容仅用于上述目的。

2 因取消参保、参保无效或重大事由而解除合同

- 在综合生活保险（儿童综合补偿）中，如果被保险人为参保人以外人员，并需要将法定继承人以外的人员指定为死亡保险金领取人，则必须取得该被保险人同意，否则参保无效。
- 保单持有人、被保险人或保险金领取人如果属于黑社会性质组织的相关人员或其他反社会势力，东京海上日动有权解除保险合同。
- 保险合同可能会因其他条款等原因而被取消、判断无效或被解除。

3 关于延期参保手续等的特别措施

由于自然灾害和感染症扩大的影响，在难以办理参保手续等的情况下，关于「更新合同的参保手续」及「保险费相当金额的缴纳」，有时可以使用设置一定宽限期的特别措施。
※关于可以使用的特别措施的详细情况，请联系《咨询处》。

4 保险公司破产时

- 出现承保保险公司破产等情况时，保险金、退款等支付款项可能会在一定时间内被冻结，或其金额受到影响。
- 如果承保保险公司破产，该保险将成为财产损害保险投保人保护机构的补偿对象，保险金、退款等因补偿内容不同而各有不同，具体如下表所示。

保険期限	保険公司破産等情況下的处理方法
1年以内	原則上最高补偿80％（自破産保険公司停止支付保险金起3个月之内所發生的保險事故的保險金补偿比率为100％）。
超过1年	原則上最高补偿90％。但是，破産后如果預計利率等出現变化，則可能低於90％。

5 其他参保时的注意事项

- 东京海上日动代理商基于其与东京海上日动间签订的委托合同，负责保险合同的签订以及合同的管理业务等代理业务。因此，与东京海上日动代理商有效成立的所有合同均视为直接与东京海上日动签订的合同。
- 参保保证是用以确认参保内容的重要依据，参保人收到参保保证后，请确认参保内容是否与参保意向相符。在参保保证送达之前，请妥善保管手册等参保资料以及参保委托单回执等记有参保内容的资料。如有不明之处，请咨询手册等资料中记载的咨询处。另，手册等资料中记有关参保事宜的重要

- *1 解約日以降に請求することがあります。
 - *2 始期日からその日を含めて解約日まで、既に経過した期間をいいます。
- 3 保険の対象となる方からのお申出による解約

総合生活保険（こども総合補償）においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

4 満期を迎えるとき

【保険期間終了後、更新を制限させていただく場合】

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることがや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

信息，请仔细阅读，并在保险期限内与参保保证一同妥善保管。
●如果保险合同为共同保险合同，则各承保公司按照签订合同时确定的承保比率，各自单独承担保险合同中的责任，并非连带责任。作为干事机构的保险公司为其他承保公司代理、代行业务。关于承保公司信息，请查阅手册背面。

6 发生事故时

- 发生事故后，请立即通知手册等相关资料中记载的咨询处。
- 在赔偿责任的补偿事项上，在涉及赔偿事故的和解谈判，请务必与东京海上日动进行咨询并后进行应对。
- 请求理赔时，除提交条款中规定的资料外，有时还需要提交以下资料和证据。
 - ・印章登记证明、居民证或户籍誊本等可以证明被保险人或保险金领取人本人身份的资料
 - ・东京海上日动规定的用以证明伤害或疾病程度、治疗内容及治疗时间等信息的医生（不得为被保险人）诊断书、收据以及诊疗费用明细等（在赔偿身体的补偿事项上需要提交东京海上日动指定医生的诊断书或其他医学检验标本等。）
 - ・记载了其他保险合同等的保险金支付内容的支付明细单等东京海上日动用以计算应付保险金金额的资料
 - ・可以确认高额疗养费制度给付金额的资料
 - ・可以确认附加给付支付金额的资料
 - ・用以确认东京海上日动支付保险金时所需必要事项的同意书

- 保险对象或是保险金的领取人，因有原因无法索求保险金，应该领取保险金的保险对象或是保险金领取人的代理人没有时，保险对象或是保险金的领取人的配偶者^{*1}或是3包括父母在内的亲属（总称为「家属」）之中，符合东京海上日动所定条件的人，有作为保险对象或是作为保险金的领取人的代理人来索求保险金情况也有。因此关于本内容，请与您的家属各位进行说明。
 - *1 法律上只限配偶。
- 保险金申请权具有时效（3年），敬请知晓。
- 如果因发生损害而使被保险人等人员获得了损害赔偿请求权等债权，则当东京海上日动针对该损害支付保险金后，该债权的全部或部分将转移至东京海上日动。
- 签订个人赔偿责任补偿特别条款、租户赔偿责任补偿特别条款后，除费用保险金外，仅限在以下情况下，被保险人可以申请赔偿责任保险金。

1. 被保险人已经向对方支付了损害赔偿
2. 可以确认到对方已经同意向被保险人支付保险金
3. 应被保险人要求，将由东京海上日动直接向对方支付保险金

本说明书并未载明您所加入保险的所有内容，您的投保内容将依《普通保险条款》及《特别约定》而定。有关详细内容，请参阅保险条款。如有需要，您可查阅东京海上日动官网等（但部分特别约定未刊载于官网。如有疑问，

请联系《咨询处》。
如通过互联网等线上方式办理手续，本应填写在加入依赖书等纸质文件上的信息，请改为在网页上输入。

1 個人情報の取扱い

- 払込取扱票裏面もしくはweb加入サイトに掲載の<個人情報の取扱いに関するご案内>をご確認ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 総合生活保険（こども総合補償）で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。
※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保险金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保险金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内	原則として80％（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100％）まで補償されます。
1年超	原則として90％まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90％を下回ることがあります。

5 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがいまして、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。
- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに

に保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
●ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、パンフレット裏面をご確認ください。

6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちにパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（身体に関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者^{*1}または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。
 - *1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。

- 個人賠償責任補償特約、借家人賠償責任補償特約において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載するものではなく、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。）。
インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。

		支付保険金的主要情况 保険金をお支払いする主な場合	不予支付保険金的主要情况 保険金をお支払いしない主な場合
医療費用補償特約（注2） ＋待機期間の不設定に関する特約（医療費用補償用）	医疗费用补偿特别条款（注2） ＋不设等待期特别条款（医疗费用补偿专用） 治療費用補償用 治療費用保険金	投保人在保险期间内因生病或受伤而在日本住院或门诊治疗时 ▶本合同将支付被保险人所负担的部分负担金＊1。但，因同一疾病或伤害（含在医学上有着重要关系的疾病或伤害。）而住院＊2或接受门诊治疗＊3时，则仅限因开始住院或开始接受门诊治疗之日起（包括当天）满60天之日所属月份的最后一天期间的住院或门诊治疗而负担的金额。 ※基于医生处方，在药店（即医院外药店）支付的药费也在保险金支付范围内。 ※如果其他保险合同或共济合同已经支付保险金或共济金，东京海上日动可能减额支付保险金。 ※被保险人或其亲属如果还签订了其他与本合同补偿内容相同的保险合同，可能出现补偿重复的情况。参保前请仔细确认补偿内容。 ※如果已经接受了下列任一给付等，则支付保险金时将从被保险人所负担的金额中扣除该给付等的金额。 ●对公共医疗保险制度作出规定的法律法规应予以支付的高额疗养费 ●依据对公共医疗保险制度作出规定的法律法规，对于支付了部分负担费用的被保险人，应该在相当于该已支付的部分负担费用的金额范围内予以给付的部分（即“附加给付”＊4） ●第三方针对被保险人已负担的部分负担金所支付的损害赔偿金 ●为补偿被保险人所遭受的损害而进行的其他给付（相当于其他保险合同或共济合同所支付的治疗费用保险金的保险金除外。） ＊1 是指公共医疗保险制度中的部分负担金，相当于部分负担金的费用、住院期间的食物疗养或生活疗养所需费用中的食物疗养标准负担额或生活疗养标准负担额。事后发生退还金等情况时，将从本人负担金额里扣除。 ＊2 出院后，如果在包括当天在内满180天之日的第一天以后再次住院，则再次住院与上一次住院视为无关的两次住院。 ＊3 如果在自接受门诊治疗之日起包括当天在内满180天之日的第二天以后再次开始接受门诊治疗，则之后的门诊治疗与之前的门诊治疗视为无关的两次门诊治疗。 ＊4 附加给付是指健康保险合同、各种共济工会等依据其章程等规定，针对支付了部分负担金的人员，在该金额范围内予以支付的额外给付。	・地震、火山喷发或由此引发的海啸所导致的疾病住院或门诊治疗 ・因被保险人的故意或重大过失所致疾病或伤害而住院或接受门诊治疗 ・因保险金领取人的故意或重大过失所致疾病或伤害而住院或接受门诊治疗（该保险金领取人本应领取的金额部分） ・因被保险人打斗行为、自杀行为或犯罪行为所致疾病或伤害而住院或接受门诊治疗 ・无驾照行驶、酒后驾驶时受伤或生病，而导致住院或接受门诊治疗 ・保险对象人产生的精神性障碍、智力障碍，人格障碍，酒精中毒及药物依赖等精神障碍＊1为原因而住院或接受门诊治疗 ・因使用毒品、大麻、鸦片，兴奋剂，危险药品，稀释剂等生病或受伤而住院或是接受门诊治疗 ・因先天性疾病＊2，住院或者去医院 ・因怀孕或者生孩子住院或者去医院。但是「疗养的给付」等的支付对象时，不适用本规定。 ・因痔疮、肛裂或肛瘻而住院或接受门诊治疗 ・因使用冰镐等登山工具登山、驾驶悬挂式滑翔机等危险运动期间发生的事故所致伤害而住院或接受门诊治疗 ・使用汽车等乘具进行比赛、试车或赛场上自由赛跑时因事故导致的受伤而住院或到医院就诊 ・为治疗牙科疾病而接受门诊治疗 ・因颈部鞭打症、腰痛等医学上无法客观诊断的疾病而住院或接受门诊治疗 ・持续本合同的最初的保险合同（称首年度合同）开始启动的时候已经患有的疾病、受伤住院或接受门诊治疗＊3 等
		保険の対象となる方が病気やケガによって保険期間中に国内で入院または通院を開始した場合 ▶保険の対象となる方が負担した一部負担金＊1をお支払します。ただし、同一の病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）による入院＊2または通院＊3について、入院または通院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までの入院または通院により負担した額に限ります。 ※医師の処方箋に基づき、薬局（いわゆる院外薬局）で支払った薬代についてもお支払いの対象となります。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※次のいずれかの給付等がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した額から差し引くものとします。 ●公的医療保険制度を定める法令により支払われるべき高額療養費 ●公的医療保険制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った保険の対象となる方に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付（いわゆる「附加給付」＊4） ●保険の対象となる方が負担した一部負担金について第三者により支払われた損害賠償金 ●保険の対象となる方が被った損害を補てんするために行われたその他の給付（他の保険契約または共済契約により支払われた治療費用保険金に相当する保険金を除きます。） ＊1 公的医療保険制度における一部負担金、一部負担金に相当する費用、入院時の食事療養または生活療養に要した費用のうち食事療養標準負担額または生活療養標準負担額をいいます。事後に還付金が発生する場合等は自己負担額から控除します。 ＊2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。 ＊3 通院日からのその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再度通院した場合は、後の通院は前の通院と異なるものとみなします。 ＊4 附加給付とは健康保険組合、各種共済組合等がその規約等で定めるところにより、一部負担金を支払った者に対し、その額の範囲内で支給する上乗せ給付をいいます。	＊1 平成27年2月13日总务省告示第35号规定的分类项目中的分类号码F00到F99规定的内容为标准。 ＊2 平成27年2月13日总务省告示第35号规定的分类项目中的分类号码Q00到Q99规定的内容为标准。 ＊3 在首年度合同的保险期限开始时便已经存在的疾病或伤害，自首年度合同的保险期限开始时起满1年（如保险合同的保险期限超过1年，则此处为2年。）后开始接受的住院或门诊治疗也在保险金支付范围内。 等 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気による入院または通院 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる入院または通院 ・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害＊1を原因として生じた入院または通院 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・先天性疾患＊2による入院または通院 ・妊娠または出産による入院または通院。ただし、「療養の給付」等の支払の対象となる場合は、この規定は適用しません。 ・痔核、裂肛または痔瘻による入院または通院 ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院 ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院 ・歯科疾病の治療のための通院 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる入院または通院 ・この契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる入院または通院＊3 等 ＊1 平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定された内容に準拠します。 ＊2 平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号Q00からQ99に規定された内容に準拠します。 ＊3 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。）を経過した後に開始した入院または通院については、保険金のお支払いの対象とします。

（注2）搭配住院各项费用保险金及先进医疗费用保险金不担保特别条款（医疗费用补偿专用）。
（注2）入院諸費用保険金および先進医療費用保険金不担保特約（医療費用補償用）がセツトされています。

		支付保険金的主要情况 保険金をお支払いする主な場合	不予支付保険金的主要情况 保険金をお支払いしない主な場合
关于个人赔偿责任补偿特約 個人賠償責任補償特約 ＋個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約（B） ＋本人のみ補償特約（B） ＋受託品等不担保特約	医疗费用补偿特别条款（注2） ＋不设等待期特别条款（医疗费用补偿专用） 治療費用補償用 治療費用保険金	在国内外因类似以下事故、使他人受伤或破坏他人财物（包括记录在情报机器中的情报等）＊1而须承担法律损害赔偿 responsibility。 ●因被视为保险对象的学生在日常生活造成的偶然事故 ※关于因学生日常生活造成的偶然事故而成为个人赔偿责任保险对象者，也包括由学生本人的监护人、其他法定监护义务者以及代理监护义务者来承担赔偿责任的情况。 ●被视为保险对象的学生本人居住用的房子的所有、使用或管理方面造成的偶然事故 ※学生本人居住用的房子的所有、使用、管理方面造成的偶然事故而成为个人赔偿责任保险对象，也包括由学生本人的监护人、其他法定监督义务人及代理监督义务人来承担赔偿责任的情况（关于代理监督义务人，仅限于与学生本人有关的故事。）。 ▶1 关于事故，将保险金额＊2为限额，支付保险金。 ※仅限在国内的事故（不包括向外国法院提起诉讼的情况等），原则上将由敝公司进行协商交涉。 ※请注意，在与敝公司直接谈判也无法获得对方同意的情况或者被视为保险对象者没有损害赔偿 responsibility 等情况下，敝公司将无法与对方进行协商交涉。 在由其他保险契约或者共济契约来支付保险金或互助金的情况下，保险金可能会被扣除。 ※除了所记载的保险金以外，关于发生事故时产生的各种费用也可能获得支付保险金赔偿。 ※如果被视为保险对象者或其家人持有具相同补偿内容的保险契约的话，则补偿可能会重复。请在加入时仔细确认补偿内容。	・因保单持有人或被保险人（受委托物品相关赔偿责任补偿条款包括其同居亲属。）等人员的故意所致损害 ・因地震、火山喷发或因此而引发的海啸所致损害 ・因履行职务（兼职及实习除外。）而直接导致的损害赔偿 responsibility（工作所致损害赔偿 responsibility ＊1）导致被保险人遭到的损害 ・被保险人及其同居亲属的损害赔偿 responsibility 导致被保险人遭到的损害 ・因与第三方之间的特别约定而加重的损害赔偿 responsibility 所导致的被保险人遭到的损害 ・被保险人因损坏了所拥有、使用或管理的财物而对其该财物合法权利人负有的损害赔偿 responsibility 所导致被保险人遭到的损害（在受委托物品相关赔偿责任补偿条款中则属于支付对象。） ・因神经错乱所致损害赔偿 responsibility 而导致的被保险人遭到的损害 ・因持有、使用、管理飞机、船舶、车辆＊2＊3或枪械（空气枪除外。）所致损害赔偿 responsibility 所导致的被保险人遭到的损害 <仅受委托物品相关赔偿责任补偿条款> ・因受委托物品交还委托人后发现的受委托物品的损坏而产生的损害赔偿 responsibility 所导致的被保险人遭到的损害 ・致使受委托物品无法使用而产生的损害赔偿 responsibility（收益减少等）所导致的被保险人遭到的损害 ・因被保险人打斗行为、自杀行为或犯罪行为所致损害 ・因无照驾驶、吸毒后驾驶、酒后驾驶期间发生的事故所致损害 ・因扣押、征用、没收、破坏等国家或地方政府行使公权力而导致的损害 ・因受委托物品缺乏通常应具有的性质或性能而导致发生的损害 ・因自然消耗或劣化、变色、生锈、发霉、开裂、虫蛀等原因所导致的损害。 ・擦伤、划伤、涂料剥落等仅限于外观的损伤且不会导致保险对象所具备的功能丧失或减弱的损害 ・因对受委托物品进行加工、修理、检查等操作上的过失或缺少技术而导致的损害 ・因电力或机械事故而导致的损害 ・因遗忘或丢失受委托物品（包括遗忘或丢失后被盗。）而导致的损害 ・因欺诈或挪用行为导致的损失 ・因风、雨、雪、雹、沙尘等侵入、渗透或漏入造成的损害 等
		＊1 投保人在国内托管的财物（受托物），在国内外的住宅内保管或在住宅外临时管理时发生损坏或盗窃导致对托管物享有合法权益人承担法律上的损害赔偿 responsibility 的情况，将支付相应的保险金作为损失额（损害赔偿 responsibility 的金额）。但，赔偿金额将限制在时价值的3倍以内。（关于托管物的赔偿责任补偿条款）以下情况不适用于赔偿范围。 ・汽车（包括高尔夫球车）・轻便摩托车・自行车、船只等・冲浪板、遥控模型・无人机・手机、智能手机、移动 Wi-Fi・路由器等・隐形眼镜、眼镜等・票据及其他有价证券等・信用卡、手稿、设计图、账簿等・商品、产品及设备、什物・动物、植物等生物・乘车券、货币等・贵金属、宝石、美术品等 等 ＊2 关于因情报机器等上记录的情报损坏而造成的损害赔偿 responsibility，赔偿支付限额为500 万日元。 ＊3 为从重新购买同样物品所需的金额中扣除因使用而产生的消耗份额后得出的金额。 国内外において以下のような事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物（情報機器等に記録された情報を含みます。）＊1を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合 ●保険の対象となる学生本人の日常生活に起因する偶然な事故 ※学生本人の日常生活に起因する偶然な事故に関し、個人賠償責任の保険の対象となる方については、学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者が賠償責任を負った場合も含みます。 ●保険の対象となる学生本人が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ※学生本人が居住に使用する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故に関し、個人賠償責任の保険の対象となる方については学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者が賠償責任を負った場合も含みます（代理監督義務者については、学生本人に関する事故に限ります。）。 ▶1 事故について保険金額＊2を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	＊1 被保险人并非以高尔夫球竞技或指导为职业的情况下，在高尔夫球练习、竞技或指导＊4过程中发生的事故所导致的损害赔偿 responsibility 除外。 ＊2 驾驶的高尔夫球车本身的损坏等不在补偿范围内。高尔夫球场内的高尔夫球车除外。 ＊3 受委托物品相关赔偿责任补偿条款中，因持有、使用或管理车辆而产生的损害赔偿 responsibility 所导致的被保险人遭到的损害，属于支付范围内。 ＊4 包括高尔夫球的练习、竞技或指导活动所附带的，在高尔夫球场、高尔夫球练习场区域内正常进行的更衣、休息、用餐或洗澡等行为。 等 ・ご契約者または保険の対象となる方（受託品に係る賠償責任補償条項については、その同居の親族も含みます。）等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務（アルバイトおよびインターンシップを除きます。）の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任＊1）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害（受託品に係る賠償責任補償条項についてはお支払いの対象となります。） ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両＊2＊3または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 <受託品に係る賠償責任補償条項のみ> ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任（收益減少等）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・受託品が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の単なる外観上の損傷や汚損であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的または機械的事故に起因する損害 ・受託品の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）に起因する損害 ・詐欺または横領に起因して生じた損害 ・風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 等

	支付保険金的主要情况 保険金をお支払いする主な場合	不予支付保険金的主要情况 保険金をお支払いしない主な場合
救護者費用等補償特約＋救護者費用等補償特約（ 疾病追加補償特約 ） 疾病追加補償特約（ 救護者費用等補償用 ）	在保险期间内，国内外发生下列事由，导致投保人或其亲属等需要承担前往现场的搜救费、交通费、住宿费、遗体运送回家所需的运输费用等情况时。 ● 投保人所搭乘的飞机、船舶失踪，或者遭难的情况时。 ● 通过官方机构得知突然偶发的外部事故导致被保险人处于生死不明或需要展开紧急搜查和救助工作的状态 ● 被保险人因在所居住的住宅外遭遇受伤或中暑后，自事故发生日起（含当天）180天以内死亡或连续住院3天以上 ● 因疾病导致死亡，或在保险期间内发病并因疾病连续住院3天以上时（但仅限于在责任期间内开始住院的情况。另外，疾病不包括正常分娩。） 等 ▶ 单次事故以保险金额为限度支付保险金。 ※ 如果其他保险合同或共济合同已经支付保险金或共济金，东京海上日动可能减额支付保险金。 ※ 被保险人或其亲属如果还签订了其他与本合同补偿内容相同的保险合同，可能出现补偿重复的情况。参保前请仔细确认补偿内容。 国内外において保険期間中に生じた以下のような事由により、保険の対象となる方またはその親族等が捜索救助費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料、遺体を自宅へ移送するための移送費用等を負担した場合 ● 保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になったまたは保険の対象となる方が遭難した場合 ● 急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急の捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合 ● 保険の対象となる方の居住に使用される住宅外において被ったケガまたは熱中症のため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して3日以上入院した場合 ● 疾病により死亡、または保険期間中に発病し疾病のため継続して3日以上入院されたとき（ただし、責任期間中に入院を開始していた場合に限ります。また、疾病に正常分娩は含みません。） 等 ▶ 1 事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	・ 因保单持有人、被保险人等人员的故意或重大过失所致损害 ・ 因保险金领取人的故意或重大过失所致损害（此人应领取的金额部分） ・ 因地震、火山喷发或因此而导致的海啸所致损害 ・ 因被保险人打斗行为、自杀行为或犯罪行为所致损害 ・ 因无驾照行使、酒后驾驶时所发生的故事而产生的损害 ・ 因妊娠、分娩、早产或流产所致伤害 ・ 因外科手术等医疗处置（为治疗已经支付保险金的受伤或中暑而进行治疗除外。）而导致的伤害 ・ 因使用冰镐等登山工具登山、驾驶悬挂式滑翔机等危险运动期间发生的故事而导致的损害 ・ 颈部鞭打症、腰痛等医学上无法客观诊断的疾病所导致的损害 ・ 此契约继续签署下来的最初的保险契约（称之为首年度契约。）的保险开始的时点，已持有的疾病而住院时＊1 等 ＊1 首年度契約の保険開始の時点、已持有的疾病而在首年度契約の保険開始日经过1年（保険期間超过1年の契約時、为2年。）后开始住院的、作为保险金的支付対象。 ・ ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・ 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた損害（その方が受け取るべき金額部分） ・ 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・ 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害 ・ 無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた事故によって生じた損害 ・ 妊娠、出産、早産または流産によって生じた傷害 ・ 外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガまたは熱中症を治療する場合を除きます。）によって生じた傷害 ・ ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害 ・ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害 ・ この契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期時点で、既に被っている病気による入院＊1 等 ＊1 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気についても、初年度契約の保険始期日から1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。）を経過した後に開始した入院については、保険金のお支払いの対象とします。
住宅内生活动产特別条款＋住宅外等追加补偿特別条款（ 注3 ） 住宅内生活用動産特約＋住宅外等追加補償特約（ 注3 ）	在日本国内，被保险人所持有的家庭财产受到损害时： ▶ 损害額（修理費）扣除免責金額（自付金額：单次事故5000日元）后所得金額为所支付保险金金額。在整个保险期限（如保险期限超过1年，则按每个保险年度）内支付的保险金不得超过保险金額。損害額最高不得超过再次获得价格的金額＊1。 ※ 如果其他保险合同或共济合同已经支付保险金或共济金，东京海上日动可能减额支付保险金。 ※ 除所记载的保险金以外，东京海上日动可能会对事故过程中产生的其他各类费用支付保险金。 ※ 被保险人或其亲属如果还签订了其他与本合同补偿内容相同的保险合同，可能出现补偿重复的情况。参保前请仔细确认补偿内容。 ※ 以下物品不在赔偿范围内。 汽车、电动助力车、船只、冲浪板、无线电遥控模型、无人机、手机、智能手机、移动WiFi路由器、具有移动数据通信功能的平板电脑、隐形眼镜、眼镜、票据及其他有价证券、信用卡、设计图、账簿、商品、产品和设备、什物、动物和植物等生物、数据和程序等非实体物、定期券、乘车券、货币、贵金属、宝石、艺术品、所在亲属居住的建筑内的家什。 等 ＊1 指重新购买同一物品所需金額。 国内において、保険の対象となる方が所有する家財に損害が生じた場合 ▶ 損害額（修理費）から免責金額（自己負担額：1事故について5,000円）を差し引いた額を、保険期間を通じて（保険期間が1年を超える場合は保険年度ごとに）保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は再取得価額＊1を限度とします。 ※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※ 記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※ 以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器（じゅうき）、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物、定期券、乗車券、通貨、貴金属、宝石、美術品、親族が居住する建物内に所在する家財 等 ＊1 同じものを新たに購入するのに必要な金額をいいます。	・ 因保单持有人、被保险人或与其同居的亲属等的故意或重大过失所致损害 ・ 因地震、火山喷发或因此而导致的海啸所致损害 ・ 因被保险人打斗行为、自杀行为或犯罪行为所致损害 ・ 在无驾照行使、酒后驾驶期间，所发生的故事而产生的损害 ・ 扣押、征用、没收、破坏等，国家或公共团体实施公共权力而带来的损害 ・ 保险的对象欠缺通常所拥有性质及性能为原因，而产生的损害 ・ 自然消耗或是恶化，变色，生锈，发霉，发裂，虫咬等为原因的损害 ・ 不带有保险对象所拥有的机能的丧失或是低下而产生的擦伤、刮伤，涂料的脱落，单为外观上的损伤及污损引起的损害 ・ 对于保险对象的加工及修理・检查等操作上的过失或是技术拙劣而引起的损害 ・ 电动的或是机械的事故而起因的损害 ・ 保险对象的遗失或丢失（包括遗失或丢失后的被盗）引起的损害 ・ 欺诈或是贪污而引起的损害 ・ 风、雨、雪、冰雹、沙尘等的风吹及沁入或是雨水漏进去而引起的损害 等 ・ ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・ 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・ 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・ 無免許運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・ 保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・ 自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・ 保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・ 保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・ 電氣的または機械的事故に起因する損害 ・ 保険の対象の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）に起因する損害 ・ 詐欺または横領に起因する損害 ・ 風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 等

（注3） 附加了新价保险特约（住宅内生活用动产）。

（注3） 新価保険特約（住宅内生活用動産用）がセットされています。

	支付保険金的主要情况 保険金をお支払いする主な場合	不予支付保険金的主要情况 保険金をお支払いしない主な場合
借家人賠償責任補償特約＋借家人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約 租戸賠償責任补偿特別条款＋租戸賠償責任补偿特別条款部分变更特別条款	因被保险人本人在日本国内租住房屋＊1的事故发生导致租户对房东负有法律法规的损害赔偿责任时 ▶ 针对单次事故支付保险金时，设有保险金金额限度。 ※ 东京海上日动不负责进行和解谈判。 ※ 如果其他保险合同或共济合同已经支付保险金或共济金，东京海上日动可能会减额支付保险金。 ※ 除所记载的保险金以外，东京海上日动可能会对事故过程中产生的其他各类费用支付保险金。 ※ 被保险人或其亲属如果还签订了其他与本合同补偿内容相同的保险合同，可能出现补偿重复的情况。参保前请仔细确认补偿内容。 ＊1 如果曾经搬家，则指搬家后新的租住房屋。 ※ 关于借家人赔偿责任的保险对象，学生本人为未成年人或是没有责任能力的人时，包括学生本人的债权人，其他法定的监督义务人及代理监督义务人（只限学生本人的亲属。）也在保险对象内。（只限关于学生本人的事故。）。 国内における保険の対象となる方ご本人の借戸室＊1での事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合 ▶ 1 事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※ 示談交渉は東京海上日動では行いません。 ※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※ 記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ＊1 転居した場合は転居先の借戸室をいいます。 ※ 借家人賠償責任の保険の対象となる方については、学生本人が、未成年者または責任無能力者である場合は、学生本人の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者（学生本人の親族に限ります。）も保険の対象となる方を含みます（学生本人に関する事故に限ります。）。	・ 因保单持有人或被保险人等人员故意所致损害 ・ 因地震、火山喷发或因此而导致的海啸所致损害 ・ 因精神错乱所致损害 ・ 因租住房屋的改建、扩建、拆除等施工原因所致损害 ・ 因与租住房屋房东之间的特别约定而加重的损害赔偿责任而导致的被保险人遭受的损害 ・ 因将租住房屋退还给房东后发现的租住房屋的损坏而产生的损害赔偿 responsibility 导致被保险人遭受的损害 等 ・ ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・ 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・ 心神喪失によって生じた損害 ・ 借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害 ・ 借戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・ 借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 等

本手册为您介绍综合生活保险（儿童综合补偿）概要。参保时，请务必仔细阅读《重要事项说明》。如有不明之处，请与小册子等记载的咨询处联系。

このパンフレットは総合生活保険（こども総合補償）の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。

ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。